

郡山市労働情報発信事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、市内の事業所及び個人に対して、雇用に関する各種制度や労働関係法令等の情報を発信することで、制度の利用促進・周知を図り、企業経営と労働者の就労環境の改善の一助にするとともに、雇用等に関するアンケートの実施や意見要望を受け付けることで、事業所等の実態を把握することを目的として実施する「郡山市労働情報発信事業（以下「事業」という。）」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手段)

第2 本事業は次に掲げる手段により実施するものとする。

- (1) 情報紙「ワーキングood！」による発信
- (2) メールマガジン「メルマガ・ワーキングood！」による発信

(発信の対象)

第3 本事業の対象は、原則として市内の事業所及び個人とする。ただし、第2の(2)に規定するメールマガジンの発信対象については、メールマガジンの配信を希望する事業所及び個人のうち郡山市産業雇用政策課長（以下「産業雇用政策課長」という。）が登録を認めたもの（以下「登録者」という。）とする。

(登録)

第4 第2の(2)に規定するメールマガジンの配信を希望する事業所及び個人は、簡易電子申請システム「労働情報メールマガジン配信登録」により、産業雇用政策課長に登録を申請するものとする。

2 産業雇用政策課長は、希望者から登録の申請があった場合は、速やかに登録するものとする。

(登録条件)

第5 第4の1に規定する登録の申請に当たっては、次に掲げるものに同意することを条件とする。

- (1) 利用に当たっては、登録者から料金を徴収しないが、登録や配信にかかる通信費及び通信機器等は登録者の負担とする。
- (2) 利用状況が不適切であると判断される場合には、登録者へ通知することなく登録を解除することができる。
- (3) 登録者からメールマガジン未受信の申し出があっても、再送信は行わない。
- (4) 事業により得た情報を、無断で引用・転載又は商用で再配信等をしてはならない。
- (5) 利用によって発生した直接又は間接の損失、損害等について、市は一切の責任を負わない。

2 その他、登録に当たっての詳細は、別に定めるものとする。

(解除)

第6 登録者が第2の(2)に規定するメールマガジンの配信の停止を希望する場合は、簡易電子申請システム「労働情報メールマガジン登録

解除」により、産業雇用政策課長に解除を申請するものとする。

- 2 産業雇用政策課長は、登録者から解除の申請があった場合は、登録を速やかに解除するものとする。
- 3 登録者に対してメールマガジンの送付が連続して不能となった場合は、一方的に登録を解除することができるものとする。
- 4 登録者の利用状況が不適切であると判断した場合は、一方的に登録を解除することができるものとする。

(情報発信)

第7 本事業により発信する事項は、次に掲げるとおりとし、内容は、産業雇用政策課長が定める。

- (1) 雇用に関する助成金制度
- (2) 最低賃金法、労働基準法等の労働関係法令
- (3) 労働行政関係機関及び施設
- (4) 郡山市が実施する事業
- (5) その他、対象が必要とする事項

(情報収集)

第8 本事業により収集する事項は、次の方法によりできるものとし、(1)の内容は、産業雇用政策課長が定める。

- (1) メールマガジンによるアンケート
- (2) メールマガジンによる意見要望の受付

(発信方法)

第9 第2に規定する発信方法は、別に定めるものとする。

(発信回数)

第10 本事業の発信は、次に掲げるとおりとし、発信日は原則として発信月の1日とする。なお、必要に応じて、情報を発信することができるものとする。

- (1) 第2の(1)に規定する情報紙は、6ヶ月に1度発信するものとする。
- (2) 第2の(2)に規定するメールマガジンは、3ヶ月に1度発信するものとする。

(情報発信の停止)

第11 システムのメンテナンスを行う場合や、機器・ネットワーク等に障害が生じた場合、あるいはその他の不測の理由により、情報の発信ができない合理的な事由が生じた場合には、対象に事前に通知することなく、発信を一次的に中断又は停止することができるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第12 利用者の個人情報については、適用される法令等を遵守するとともに、郡山市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な管理を行うものとする。

(免責)

第13 情報の発信については、細心の注意を払うが、情報の完全性、正確性、有用性、安全性について責任を負うものではないものとする。

(庶務)

第14 事業に係る庶務は、産業観光部産業雇用政策課において処理する。

(補則)

第15 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。